第一号を次のように改める。

一　介護保険第二号被保険者である健康保険法第三条第二項の規定による被保険者

第一級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　橙色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第二級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　暗い黄薄橙色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第三級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　明るい青味緑色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第四級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　明るい茶色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第五級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　鈍い黄緑色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第六級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　薄い緑味青色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第七級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　鈍い橙色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第八級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　鈍い青色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第九級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　灰味青紫色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第十級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　薄い紫色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第十一級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　淡い紫色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省・経済産業省告示第一号（株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一

第四条の二及び第五条の二中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。